

第3回 吉田町公共下水道事業経営戦略審議会

説明資料

令和3年2月16日

議 題

- (1) 本日の審議事項
- (2) 第2回審議会の審議内容確認および補足説明
- (3) パブリックコメントでの意見および回答・反映方針
- (4) 原案に対する審議

議 題

- (1) 本日の審議事項**
- (2) 第2回審議会の審議内容確認および補足説明**
- (3) パブリックコメントでの意見および回答・反映方針**
- (4) 原案に対する審議**

(1) 本日の審議事項について

★第2回審議会内容の確認および補足説明

- 第2回審議会開催後に実施した町政懇談会での意見や要望などを反映して、パブリックコメントを実施しました。
- 今回の審議会で配布している原案については、追加・修正を反映した資料となっておりますので、ご報告させていただきます。

★パブリックコメントでの意見および回答・反映方針

- パブリックコメントで寄せられた意見および回答について、説明させていただきます。

★原案に対する審議

- これまでの審議会、パブリックコメントでの意見・要望を反映した原案に対するご意見を頂きます。

議 題

- (1) 本日の審議事項
- (2) 第2回審議会の審議内容確認および補足説明**
- (3) パブリックコメントでの意見および回答・反映方針
- (4) 原案に対する審議

★第2回審議会内容の確認

- 議事録の内容は町政報懇談会で報告しHPで公表しています。

➤ 議事録の内容について、ご意見などございますでしょうか？

★補足説明⇒別添の新旧対照資料と併せてご覧ください。

- 第2回審議会開催後に実施した町政懇談会での意見での要望などを反映して、以下の内容を追加・修正し、パブリックコメントを実施しました。今回の審議会で配布している原案についても、追加・修正を反映した資料となっていますので、ご報告させていただきます。

★補足説明

- 参考資料編として、「吉田町公共下水道事業に係る計画の概要」および「用語解説」を別冊で追加しました。
 - 「**吉田町公共下水道事業に係る計画の概要**」は、本町で策定している様々な下水道計画を一覧表で取りまとめ、汚水処理ビジョン・経営戦略に記載されている計画内容を確認できるようにすることを目的としています。
 - 「**用語解説**」は、汚水処理ビジョン・経営戦略の計画書内で記載されている下水道専門用語を中心に用語解説を五十音順でまとめたものです。
- 「2.3 現状分析に基づく経営課題」に掲載されている経営指標値「整備率」の過年度実績（H29～R1）値が、全て「0.0」となっていたので修正しました。

(2) 第2回審議会の審議内容確認及び補足説明

資料3

- 「3.1.3 し尿等の下水処理場への投入」の内容を簡潔に記載し、表題も「3.1.3 下水処理場の有効活用」に変更しました。記載内容自体に変更はありません。
- 投資・財源計画において、収益的収支で算定している金額を「**消費税込み額**」から「**消費税抜き額**」に変更しました。
 - 本町下水道事業が今年度より採用した「企業会計方式」での収益的収支は、損益ベース（事業年度の経営活動に伴い発生する収入とそれに対応する支出）で算定するためです。本町水道事業（企業会計方式採用）においても、収益的収支は税抜き処理で決算書を扱っているため、整合を図りました。
 - 主な修正箇所は、p5、15、16、19、20、21（資料6と対応）となります。修正を行った箇所には、「税込み」・「税抜き」に関するコメントを付記しています。

議 題

- (1) 本日の審議事項
- (2) 第2回審議会の審議内容確認および補足説明
- (3) **パブリックコメントでの意見および回答・反映方針**
- (4) 原案に対する審議

(3) パブリックコメントでの意見および回答・反映方針

資料 4

- パブリックコメントで寄せられた全意見および回答・反映方針は資料に示すとおりです。 **※意見は、原文のまま掲載。**
- 寄せられた意見のうち、汚水処理ビジョン、下水道事業経営戦略に反映したものを抜粋して説明します。

1 汚水処理ビジョン

番号	意見および反映方針		反映箇所
4	意見	問4 P8(2)、環境省の浄化槽市町村整備推進事業を市町村設置型浄化槽による水洗かを図るべきである。同時に、下水道計画区域外もこの浄化槽市町村整備推進事業の展開を図るべきであると思うが、水洗化率の向上は期待できるのか、見解をお聞きしたい。	P16
	回答	汚水処理ビジョンの検討結果に基づく下水道区域の縮小・個人設置型浄化槽区域の増加に伴い、合併浄化槽への転換に対する助成制度の強化を図り、汲み取りおよび単独浄化槽設置者からの合併浄化槽への転換を促進します。	

(3) パブリックコメントでの意見および回答・反映方針

資料4

1 汚水処理ビジョン

番号	意見および反映方針		反映箇所
9	意見	P3汚水処理事業と事業実施主体…今回下水道事業を見直すに当たり、町が事業当初に集合処理としてコミュニティプラント方式でなく公共下水道事業を選択した理由と、個別処理としては浄化槽市町村整備推進事業でなく、個人設置型浄化槽方式だけを行っている理由を明記すべきである。(変更するに当たり事業見通しや判断理由の説明責任)	P1
	回答	事業当初は、昭和60年度に町が実施した「まちづくりに関する住民意識調査」により、町民の公共下水道に対する要望が非常に高く、これに応えるため下水道整備を実施しました。また、市町村設置型を対象としないのは、行政財産となる浄化槽が個人の敷地内に点在し、設置後の維持管理（清掃・法廷検査）を町で実施するため、事務量の大幅な増加が見込まれるためです。	

(3) パブリックコメントでの意見および回答・反映方針

資料 4

1 汚水処理ビジョン

番号	意見および反映方針	反映箇所
14	<p>意見</p> <p>1 汚水処理ビジョンを作成する必要性について（9ページ） 「今後の経営方針・投資財源計画をまとめた『経営戦略』の策定には、現在の汚水整備処理構想を見直し、短期的（令和8年度まで）な実効性の高い未普及解消のための整備計画＝汚水処理ビジョンを策定する必要がある。」と記載しています。 (1) 実効性の高いとは具体的には何を意味しているのでしょうか。 (2) 今回見直す汚水整備処理構想とは、平成27年度に策定した「吉田町汚水処理施設整備構想（アクションプラン）」のことでしょうか。 (3) 吉田町汚水処理施設整備構想の目標年次は平成38年度（令和8年）です。「短期的な（令和8年度まで）な」としながら、汚水処理ビジョンの目標年次を令和17年度にしたのは何故でしょうか。</p>	P15
	<p>回答</p> <p>(1)について・・・現状の整備構想では、整備概成に50年以上要するとともに、合併浄化槽の設置状況を考慮していない費用比較・整備計画となっていました。整備概成の目途を示すとともに整備後の接続を期待できる地区を選定するなど、実効性が高くなるように計画見直しを行いました。 (2)について・・・その通りです。 (3)について・・・ここでいう目標年次とは、整備完了の目標年次ではなく、将来の人口・水需要の設定値を示したものです。そこで、現行全体計画と整合させるため、令和17年度で設定しています。</p>	

(3) パブリックコメントでの意見および回答・反映方針

資料4

2 公共下水道事業経営戦略

番号	意見および反映方針		反映箇所
2	意見	P 5 汚水処理構想図に関し、吉田町の下水道計画を確定し発表してほしい。	P24
	回答	来年度より、汚水処理ビジョンを反映した下水道全体計画の見直しを策定します。来年度以降の予定はロードマップで確認できます。	
8	意見	P 6 (4) 収益的収支比率において、H29に比べH30及びR1で10ポイント改善している理由をコメント欄に記載したほうが評価「良い」理由がわかりやすいと考える。	P4 P6
	回答	収益的収支比率の改善については、使用料収入の増加に加え、当年度の元利償還金の減少が挙げられます。コメントを追加するとともに、P4の表2-1下部欄外に、評価の「良い」「悪い」の見方を追加いたしました。	

(3) パブリックコメントでの意見および回答・反映方針

資料4

2 公共下水道事業経営戦略

番号	意見および反映方針		反映箇所
10	意見	P13 3.1汚水処理事業における投資の合理化・効率化の前に、当初計画の概要と現実との差などこれまでの下水道事業の変遷を明記し、その改善と国基準（P15国土交通省の事務連絡が後述）を克服するために今回の合理化効率化を行う云々まで説明が欲しいと考えます。	P1 (ビジョン)
	回答	今回策定する経営戦略は、将来において安定した公共下水道事業を継続するため、中長期的な視野に立った経営計画を策定することを主旨としています。これまでの下水道事業の変遷に関しては、汚水処理ビジョンP1に追記しました。なお、平成2年1月に下水道認可計画を策定して以降、5～7年のペースで下水道事業（認可）計画の見直しを随時実施しています。	
11	意見	P13 町民視点の汚水処理整備計画⇒早期に整備を実現する視点は方法であり、目的は早期に汚水処理を行うことで、下水道事業だけでなく合併浄化槽も併用も明記する必要がある。	P16 P17 (ビジョン)
	回答	今回策定する経営戦略は、公共下水道事業のものであり、浄化槽事業は対象としていませんが、個人設置型浄化槽に関する今後の実施方針、ロードマップは、汚水処理ビジョンP16、P17に追記しました。	

(3) パブリックコメントでの意見および回答・反映方針

資料 4

2 公共下水道事業経営戦略

番号	意見および反映方針		反映箇所
15	意見	P16 (2) {使用料改定率、実施時期の設定における、R6とR11の各段階までのロードマップと、時期の理由が必要である。(町民生活に直結する値上げ案件であり詳細説明がないと、時期だけが独り歩きする可能性がある)}	P24
	回答	公共下水道事業経営戦略P24にロードマップを追加しました。	
19	意見	2 経営の効率化・健全化のための施策・具体的取組について(13ページ)3章に挙げられている施策や具体的取組のタイムスケジュール表を明記しておけば、5章に記載されている進捗管理実施状況の公表の際に下水道事業の進捗状況の把握・理解に役立つと思います。如何でしょうか。	P24
	回答	公共下水道事業経営戦略P24にロードマップを追加しました。	

議 題

- (1) 本日の審議事項
- (2) 第2回審議会の審議内容確認および補足説明
- (3) パブリックコメントでの意見および回答・反映方針
- (4) 原案に対する審議

(4) 原案に対する審議

資料5～7

- ◆ 経営戦略については、これまでの審議会・パブリックコメントの意見を反映した原案を基に作成した総務省提出様式を作成しております。



ご静聴ありがとうございました。